

熊本市清掃委託契約事務取扱要綱

制定	平成14年制定
改正	平成19年12月 3日市長決裁
	平成20年 9月19日市長決裁
	平成21年 3月31日市長決裁
	平成22年 3月19日市長決裁
	平成22年10月8日契約検査室次長決裁
	平成23年 1月20日総務局長決裁
	平成23年12月13日総務局長決裁
	平成24年 3月29日総務局長決裁
	平成25年 1月11日市長決裁
	平成25年 9月12日市長決裁
	平成25年10月28日市長決裁
	平成26年 3月31日契約検査監決裁
	平成27年 9月16日契約検査総室長決裁
	平成28年 3月30日総務局長決裁
	平成28年 3月30日総務局長決裁
	平成29年12月 6日総務局長決裁
	平成31年 1月16日総務局長決裁
令和	3年 3月 9日総務局長決裁

(趣旨)

第1条 本市における市庁舎その他の市施設（指定管理者が管理する施設及びPFI事業として維持管理する施設を除く。）の清掃委託契約に関する取扱いについては、法令、規則等に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(契約方法)

第2条 清掃委託契約を締結する場合においては、原則として所管課からの依頼を受けたものについて契約政策課で入札を行い、所管課において契約を締結する。

2 前項の契約は、原則として長期継続契約とする。

3 前2項によらず清掃委託契約を締結しようとする所管課は、あらかじめ契約政策課と協議しなければならない。

(入札対象施設)

第3条 契約政策課で執行する入札を行う施設（以下「入札対象施設」という。）は、日常的に清掃を行う必要があると所管課が認める建築物で、設計金額の年額が熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第14条の2第1項第6号で定める金額を超えるものとする。ただし、入札対象施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約政策課で執行する入札の対象外施設（以下「入札対象外施設」という。）とする。

- (1) 仮設建築物等で、臨時に清掃を実施する必要がある場合
- (2) 所管課で建築物の状況により指名競争入札に付することが適当でないと認める場合
- (3) 企業会計の適用を受ける事業の用に供される建築物である場合
- (4) 公衆便所等

(入札対象施設の格付)

第4条 前条に規定する入札対象施設については、次に掲げるところにより格付を行う。

- (1) 設計金額の年額が500万円以上の入札対象施設をAランクとする。
- (2) 設計金額の年額が500万円未満の入札対象施設をBランクとする。

(審査会の設置等)

第5条 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年12月26日施行。以下「業務委託参加資格要綱」という。）第5条の熊本市業務委託契約等競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）で、かつ第8条第4項の規定により書類を提出した者について必要な事項を審

査し、本市が執行する清掃委託に必要な事項を決定するため、熊本市清掃委託審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 契約監理部長
- (2) 管財課長
- (3) 経済政策課長
- (4) 契約政策課長
- (5) 公営企業の主管課長

3 審査会に委員長を置き、契約監理部長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 審査会の庶務は、契約政策課において行う。

7 第2項第2号から第5号に定める委員は、委員が指名する者によって職務を代理することができる。

（審査会の開催）

第6条 審査会は、委員長がこれを招集し、毎年1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に審査会を開催することができる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

5 委員長が、審査会において必要があると認めたときは、関係職員に審査会への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（審査会の審査事項）

第7条 審査会は入札対象施設、第3条第3号及び第4号に該当する施設（以下「審査対象施設」という。）に関して、次に掲げる清掃業務に必要な事項を審査し、決定するものとする。

- (1) 第8条に定める登録業者の格付の承認に関すること。
- (2) 別表に掲げる指名競争入札の指名基準に関すること。
- (3) 入札参加者の制限に関すること。
- (4) 入札対象施設、審査対象施設の指名及び一般競争入札の参加資格要件に関すること。
- (5) 入札対象施設及び審査対象施設の落札制限に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会が清掃委託に必要であると認めた事項

（登録業者の格付）

第8条 登録業者で、本社又は本店及び主たる生活の根拠を有する個人が県内にあり、熊本市内に本店、支店又は営業所を開設して建築物清掃業務を営んでいる者（以下「県内登録業者」という。）については、清掃による収入額の過去2年間の平均額で次に掲げるところにより格付する。ただし、協同組合等については、各組合員の最上位ランクを組合のランクとすることができる。

- (1) 平均額が2億円以上の県内登録業者（新規に格付する者を除く。）をAランクとする。
- (2) 平均額が100万円を超え2億円未満の県内登録業者及び100万円を超え新規に格付する県内登録業者をBランクとする。
- (3) 平均額が100万円以下の県内登録業者は格付をしないものとする。

2 県内登録業者が上位ランクへ移行するには、同一ランクを2年間経過しなければならない。ただし、下位のランクとなった者又は再度格付する者（格付のなかった期間が前回の格付認定日以降である者に限る。）については、次の年度に前項の条件を満たせば元のランクへ復帰できるものとする。

3 登録業者で、本社又は本店及び主たる生活の根拠を有する個人が県内にない者及び熊本市内に支店又は営業所を有しない者については、過去2年間の清掃による収入額の平均額にかかわらず、全て格付をしないものとする。

4 入札対象施設の入札に参加を希望するものは、本条に規定する格付を行うために、業務委託参加資格要綱第2条第1項第3号に規定する様式第1号の4、第4号に規定する様式第1号の5、第8号に規定する様式第5号の2、第15号に規定する財務諸表及びその他市長が必要と認める書類を、毎年指定する期日までに提出しなければならない。

5 前項に規定する書類の提出がない者については、当該年度の格付をしないものとする。

6 第1項により格付した者に対し、審査会の承認後2週間以内に通知するものとする。

(格付の有効期間)

第9条 前条に規定する格付の有効期間は、格付の認定されたときから次期の格付認定のときまでとする。

(入札参加者の制限)

第10条 資本若しくは人事面において関連のある者が同一の入札に2者以上応札したときは、その入札書は全て無効とする。

(入札対象外施設の業者選定)

第11条 契約期間全体の設計金額が規則第14条の2第1項第6号で定める金額を超えない施設で、日常的に清掃を行う必要があると所管課が認める建築物又は第3条第1号若しくは第2号に該当する施設について所管課で契約を行おうとする場合は、業務委託参加資格要綱第5条に規定する入札参加資格者名簿から所管課において業者を選定するものとする。

(最低制限価格)

第12条 清掃委託契約で最低制限価格を設定するときは、熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度要綱(平成25年11月25日告示第873号)第3条の規定によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年2月26日から施行する。

2 熊本市清掃委託契約要綱(昭和43年度適用)は廃止する。

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

3 下益城郡富合町の編入の日(以下「富合町編入日」という。)前において同町の清掃委託契約に係る競争入札に参加する資格を有している者は、この要綱の規定に基づく登録業者とみなす。ただし、必要に応じ、第13条に規定する格付を行うものとする。

4 前項の場合においては、富合町編入日後最初に行われる資格認定の時までの間は、第5条第3号の規定はこれを適用しない。

5 富合町編入日から平成23年10月5日までの間においては、第5条第3号の規定中「熊本市」とあるのは「熊本市(編入前の下益城郡富合町を含む。)」とする。

6 富合町編入日前に同町において締結された契約については、本市が発注したものとみなしてこの要綱(別表の2(5)及び(6)を除く。)を適用するものとする。

7 旧下益城郡富合町職員に対する贈賄についてはこれを熊本市職員に対する贈賄とみなしてこの要綱を適用する。

8 第3項に基づき本市の登録業者とみなされた者に係るこの要綱の適用については、富合町編入日前の事実又は行為があっても富合町編入日以降に指名停止要件に該当する行為が司法当局等によって決定された場合(指名停止要件が司法当局等の決定に基づかないものにあつては、富合町編入日以降に指名停止に該当する行為を確認した場合)について適用する。

(下益城郡城南町の編入に伴う経過措置)

9 下益城郡城南町において締結された平成21年度清掃委託契約の実績を有する者は、この要綱の規定に基づく登録業者とみなす。

10 前項の場合においては、第13条第1項第3号に規定する新規の県内登録業者としない。

附 則

1 この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

2 この要綱による改正後の熊本市清掃委託契約事務取扱要綱の規定は、平成20年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用し、同日前に締結する契約に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月19日市長決裁)

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の熊本市清掃委託契約事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）により行った指名停止等の措置は、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）の相当規定によってしたものみなす。
- 3 この要綱の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。ただし、旧要綱第9条第4号の規定に基づく熊本市清掃委託審査委員会の権限については、指名停止要綱第12条の規定する熊本市物品購入・業務委託等有資格業者指名停止等審査会が行使するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の熊本市清掃委託契約事務取扱要綱第11条に規定する登録業者は、業務委託参加資格要綱第5条に規定する入札参加資格者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

指 名 基 準

1 指名業者の選定基準

措 置 要 件	指名物件
(1) 業務委託参加資格要綱第5条に規定する参加資格者名簿の業種として第1分類「庁舎管理」・第2分類「建物清掃」業務で登録されていない者	指名を行わない。
(2) 2年以上継続して熊本市に本店、支店又は営業所を開設して建築物清掃業務を営んでいない者	指名を行わない。
(3) 第8条第1項第3号、第3項又は第5項により格付しない者	指名を行わない。
(4) 熊本県内での清掃業務実績を有しない者	指名を行わない。
(5) 協同組合等の構成員で当該団体が指名を受ける者	指名を行わない。
(6) 清掃業務に必要な人員、機械器具類を所有しない者	指名を行わない。

2 指名数の基準

措 置 要 件	指名物件
(県内業者)	
(1) 県内登録業者を、前年度から継続して指名したとき。	格付に適応するすべての物件を指名する。
(2) 県内登録業者を、新規に指名したとき、又は前年度から継続でなく再度指名したとき。	設計金額の低いものより格付に適応する3物件を指名する。ただし、新規物件は指名しない。
(清掃内容による指名数の削減)	
(3) 清掃契約を履行している物件の評定が5段階中2である業者	設計金額の高いものより格付に適応する1物件を指名数より減ずる。
(4) 清掃契約を履行している物件の評定が5段階中1である業者	設計金額の高いものより格付に適応する2物件を指名数より減ずる。